

日・米重大犯罪防止対処協定（P C S C協定）とその実施法の概要

ポイント

- 1 「査証免除制度の維持」と「迅速な情報交換を通じた重大な犯罪の防止・捜査」の2つが目的（協定第2条）【法第1条】
→ 重大な犯罪に関与している具体的な疑いのある者の指紋情報を照会し、相手国に適合する指紋情報があれば、人定、犯罪経歴等の追加的な情報が提供される仕組みを構築（協定第4、5条）【法第3、4条】
- 2 9.11テロ以降米国は全ての査証免除国（37か国・1地域）と合意
- 3 未解決重大事件の犯人特定に効果
- 4 提供された情報は、保管期間・利用目的を限定、厳格に管理（協定第8、9条）【法第7条】

P C S C協定・法律の仕組み

活用場面

逮捕時

入国時

等

重大な犯罪の具体的な嫌疑



<照会国>

連絡部局

※情報の厳格な保護・保全のための措置（協定第9条）

① 第一次照会（協定第4条）【法第3条】

指紋

自動回答（適合の有無・適合した指紋画像を回答）

② 第二次照会（①で適合があった場合に、目的等を明らかにした上、追加的な情報を要請）（協定第5条1）

③ 個別回答（②に基づき、人定、犯罪経歴等一定事項（法律に明記）を回答）（協定第5条2）【法第2条4号、第4条1項】

<被照会国>

自動指紋
識別システム

（協定附属書Ⅱ）
【法第2条4号】
※日本は被疑者指紋を保管。
米国から個人を特定した照会を受けたときは限定。

連絡部局

※「重大な犯罪」とは、死刑、無期又は長期三年以上の拘禁刑に当たる犯罪及び長期一年を超える拘禁刑に当たる犯罪で協定に明記（協定附属書Ⅰ）されたもの（テロリズム、殺人等）を指す。（協定第1条（3））

※※ 査証免除国数は平成26年4月1日現在。